

令和8年度 第1回天童市農業委員会総会 会議録

令和8年4月13日（月）午後3時 第1回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野	真	2番	齋藤	照一
3番	五十嵐	晋	4番	清野	貢市
6番	今野	滋	7番	三宅	藤義
8番	高橋	昭義	9番	白田	好之
10番	大石	吉隆	11番	山崎	紀子
12番	小川	晋	13番	武田	仁
14番	五十嵐	慶一	15番	須藤	隆司
16番	富樫	秀幸	17番	松田	康政
18番	荒沢	亨	19番	佐藤	悦雄

2 欠席委員

5番 矢野美佐子

3 出席職員

事務局長	澤	章子	事務局長補佐	丸子	正彦
副主任	小川	順一	主事	海老名	美咲
主事	花輪	大夢			

4 議事日程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議 事

承認第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第1号 農地法第3条の規定による許可について

議 第2号 農地法第5条の規定による許可について

議 第3号 令和8年度第1回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後3時 開会

議 長 　　ただ今より、去る4月6日付け天童市農業委員会告示第5号をもって招集した令和8年度第1回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会に欠席の委員は、

　　5番 矢野 美佐子 委員

　　以上1名であります。本日の総会への出席人数は、委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち、承認第1号及び議第1号は集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議ございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員の指名を行います。

　　17番 松田 康政 委員

　　18番 荒沢 亨 委員

　　両委員にお願いします。

議 長
事務局長

日程第5 事務処理報告を求めます。澤事務局長。

はい。それでは総会次第1ページを御覧ください。事務処理報告になります。

3月13日開催の令和7年度第12回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページです。「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について(報告)」です。1件、合計面積228.00㎡です。

2ページから3ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書(相続等)」です。合計件数10件、面積81,746.61㎡です。

4ページをご覧ください。「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、合計面積349.00㎡です。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局長から事務処理報告がありました。皆様から質問等はありませんか。

(質問なし)

議 長

質問がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長

日程第6 議事に入ります。

承認第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい。それでは2ページを御覧いただきたいと思います。承認第1号農地法第18条第6項の処理状況について、貸人の都合によるものが田んぼで7,379㎡、畑で12,657㎡、件数が8件、合計で20,036㎡となっております。借人の都合によるものにつきましては、田んぼが9,886㎡、畑が8,833㎡、件数が6件で、18,719㎡、合計で14件、38,755㎡となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま説明がありました。皆様から質問等はありませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
承認第1号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第1号は承認することに決定しました。

議 長 議第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
白田委員 はい。

議 長 白田委員。
白田委員 関連がありますので、退席させていただきます。
(白田委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 はい。3ページを御覧いただきたいと思います。議第1号農地法第3条の処理状況について御説明させていただきます。所有権を移転するものにつきましては、売買が4件で4,151㎡。交換が2件で1,837㎡、贈与が3件で3,438㎡、合計で9件、9,426㎡となっております。次に、賃貸借権を設定・移転するものにつきましては、賃貸借権の設定が62件で、204,240.12㎡となっております。次に使用貸借権の設定・移転につきましては、使用貸借権の設定が3件で6,026㎡、移転につきましては1件、911㎡となっております。賃貸借権の設定が62件となっておりますが、今回はですね、新規就農が約20件と集積事業の期間満了による3条への変更というものが主なものであります。以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、仲野委員。

仲野委員 はい。私の方から1番から11番まで御説明させていただきます。まず1番目は担い手ですので、事由のとおりで問題ありません。2番から11番に関しましては、去る3月24日の農地常任委員会で、新規就農として許可された方々ですので、事由のとおりで問題ないと判断しております。よろしく願いいたします。

議 長 12番、齋藤委員。

齋藤委員

はい。私のほうから12番から15番まで御説明します。12番、受人の■■■■さんは田んぼ30町歩ほど作っている方でありまして、事由のとおりで問題ありません。13番、同じく受人は■■■■さんですが、契約期間の満了のため更新するものであり、問題ありません。14番も同じく■■■■さんで、契約満了で更新するもので問題ありません。15番、これも受人は同じく■■■■さんであります。渡人の■■■■さんは山辺町在住で、年齢も75歳で畑に通うのが難しく農作業できないため所有権の移転をするとの事であります。問題ないと思われます。以上です。

議長

16番、清野委員。

清野委員

はい。16番から20番まで説明します。16番、事由のとおり規模拡大ですので問題ありません。17番から20番まで、受人の■■■■さんですが、新規就農のためですので問題ありません。よろしくお願ひします。

議長

21番、私のほうから説明します。■■■■さんが縮小するというこゝで、地元の■■■■さんに貸すというこゝで、何も問題ないと思ひます。22番、これは契約満了というこゝで集積事業がなくなつたため3条で貸し借りするそうですので、よろしくお願ひします。

議長

23番、五十嵐委員。

五十嵐委員

はい。私のほうから23番から26番まで説明させていただきます。事由のとおり、3条での契約更新のため問題ないと思われます。以上です。

議長

27番、大石委員。

大石委員

はい。27番、28番になりますけども、事由のとおりでございます。何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長

29番、荒沢委員。

荒沢委員

はい。私のほうから29番から37番まで、事由のとおり問題ないのでよろしくお願ひします。

議長

38番、松田委員。

松田委員

はい。私のほうからは38番、39番、40番、41番となっております。

ます。事由のとおり、ほとんどは集積事業の満了に伴うものになります。なお、39番のほうは■■■■さんの所有地を、隣接地をお持ちの■■■■さんが購入するという内容になっております。何ら問題ないと思われま。よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 42番、須藤委員。

須藤委員 はい。私のほうは、42番から46番まででございます。まず42番、■■■■さんと■■■■さんは知り合いということで、矢野目の土地、長年耕作してなかったらしいんですけども、■■■■さんが■■■■さんから管理してくれと頼まれまして、それで所有権の移転、贈与という形でこれから管理していくということでございます。あと45番、■■■■さんと■■■■さん、■■■■さんは■■■■さんのお姉さんでございまして、長年ずっと■■■■さんが耕作しておりまして、下限面積の撤廃ということで、今回所有権の移転、贈与という形でやっております。43番、44番、46番に関しましては、受人のほう、大規模な農家でございますので何ら問題ないと思われま。す。よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 47番、小川委員。

小川委員 はい。私のほうから47番から55番まで申し上げます。47番、48番は期間満了に伴うためということでありま。す。49、50、51、52、53番まで、■■■■さん、この前の農地常任委員会で審査をしま。した。54、55も同じく、この前の農地常任委員会で審査をした結果、まず頑張っていたきたいということでありま。す。よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 56番、五十嵐慶一委員。

五十嵐慶一委員 はい。56番の受人の■■■■くんは、耕作面積25町歩も作ってる若手ですので問題ないと思いま。す。57番、■■■■さんは、別の人に作ってもらっていたんですが、その人の管理があまりよくないということで今回新たに別の人に作ってもらうことになりました。問題ないと思いま。す。よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 58番、三宅委員。

三宅委員 はい。58、59、60、61までです。事由のとおり問題ありませ

ん。よろしくお願ひします。

議 長 63番、高橋委員。

高橋委員 はい。63番の■■■■さんと■■■■さんは、おじいさんとお孫さんの関係で問題ありません。64、65についても■■■■さんが引き継ぐということで問題ないと思われまふ。66番から70番まで、この事由のとおり問題ないと思われまふのでよろしくお願ひします。以上です。

議 長 71番、今野委員。

今野委員 はい。集積事業の満了に伴って3条で更新をするものでありますので、問題ないというふうにお願ひしております。

議 長 72番、武田委員。

武田委員 はい。72番から75番までの案件でございますが、事由のとおり問題ないと思われまふ。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第1号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第1号は、許可することに決定しました。
(白田委員 入室)

議 長 議第2号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第2号、農地法第5条の規定による許可について、御説明します。総会資料34ページを御覧ください。

番号1、大字大町字草野■■■■。地目 台帳・現況ともに畑。面積208㎡。農地区分 3種。貸人・借人は総会資料のとおりです。契約内容 使用貸借権。使用目的 一般住宅81.56㎡。

番号2、大字荒谷字鳥井■■■■。地目 台帳・現況ともに畑。面積729㎡の内490.09㎡。農地区分 1種。貸人・借人は総会資料のとおりです。契約内容 使用貸借権。使用目的 無線基地局撤去の工事ヤード

490.09 m²。

番号3、大字荒谷字小才勝 [REDACTED]。地目 台帳・現況ともに田。面積 999 m²。農地区分 3種。譲受人・譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 消防ポンプ車庫 173.90 m²になります。また、総会資料の35ページ、36ページに今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、清野委員。

清野委員 はい。貸人・借人は親子関係でありまして、場所的にも周りが宅地になっておりますので問題ないと判断しました。よろしくお願ひします。

議長 2番、武田委員。

武田委員 はい。私のほうから2番、3番の説明をさせていただきます。2番の案件につきましては、先ほど御説明があった通り、無線基地局の撤去ということで、おおよそ2か月ぐらいの工事の申請でございます。3番につきましては、荒谷の市立公民館のすぐ脇の田んぼでございまして、そこに荒谷地区の消防団1部から3部までございましてけれども、その消防団の小屋というか基地を3部まとめて作るという今計画がございまして、天童市長さんのほうからの申し出の案件でございます。これも致し方ないと思われまますので、慎重審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

武田仁委員。

武田委員 1番から3番までですけれども、今、清野委員が言ったことと、私が言ったことと、同様でございます。3件についても致し方ないという判断をいたしました。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。

議第2号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第2号は許可することに決定しました。

議 長 議第3号「令和8年度第1回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。

仲野委員 はい。関連ありますので退室します。
(仲野委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 議第3号、令和8年度第1回農用地利用集積等促進計画に対する意見について、御説明いたします。総会資料の37ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。38ページから47ページが、権利の設定の詳細です。続いて、総会の次第の4ページを御覧ください。設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合計面積107,000㎡、出し手29件、受け手17件、筆数は62件です。次に所有権を移転するものについては、合計面積14,602.30㎡、出し手4件、受け手4件、筆数は11件です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第3号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第3号は、原案のとおり権利設定することに「異議なし」として意見をすることに決定しました。

(仲野委員 入室)

今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるようお願いいたします。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和8年度第1回天童市農業委員会総会を閉会
します。

午前10時28分 閉会